

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第 87 号)



令和 2 年 4 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

当法人近くの天満宮：新型コロナウイルス終息の願掛けをして撮影（令和 2 年 4 月 29 日）

雇用調整助成金



1 非日常的なこと

自粛、閉鎖が続く毎日、今朝、小学校で土木工事が施工されていて、いつもの風景があることにほっとしました。更に余談をすると、出生率低下に難渋しているので、最近は、若い男女が手をつないでいる仲睦まじい姿を見ると微笑ましく感じます。工事(事業活動)や恋愛が非日常的になってはいけません。

2 事業活動の縮小

景気変動、産業構造の変化等の経済上の理由から、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、雇用労働者の維持を図るために休業・教育訓練(研修)・出向を実施させざるを得ないことがあります。

雇用保険二事業(失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策)に充てるため、事業主から保険料を負担いただいております、この財源を使って前記の場合に雇用調整助成金が受けられます。

3 雇用調整助成金の支給要件

前項の事業活動の縮小とは、以下に該当している場合です。なお、休業・教育訓練(研修)・出向の実施については、労使間で事前に協議し、労使協定を締結し、その協定に沿って雇用調整をすることが必要です(以下、教育訓練・出向の解説を省略します)。

- (1) 売上高又は生産量などの事業活動を示す最近 3 か月間の月平均値が前年同期に比べて 10%以上減少していること(生産量要件)。
- (2) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者の 3 か月間の月平均値が前年同期に比べて、10%を超え又は 4 人以上増加していないこと(中小企業の場合)(雇用量要件)。

4 支給対象となる休業

休業等による助成は、1 年で 100 日、3 年で 150 日分とし、助成額は休業手当の 3 分の 2 です。

休業手当の支払いが平均賃金の 6 割以上であること、所定労働日の所定労働時間内において実施されるものであること、所定労働日の全 1 日にわたるものなどの要件を満たす必要があります。

5 新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置

以上は、通常の雇用調整助成金ということになります。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、令和 2 年 1 月 24 日以降の休業等には特例措置が講じられており、その内容を比較すると次のとおりです(いずれも中小企業の場合)。

特例措置	通常
助成率を 5 分の 4 に引上げ、解雇をしな	休業手当の 3 分の 2

った事業主では 10 分の 9	
雇用保険被保険者として雇用された期間が 6 か月未満の労働者も助成対象	同一事業主に継続して雇用されている期間が 6 か月以上
令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの緊急対応期間に実施した休業では、1 年間 100 日分とは別枠で利用できる	1 年間で 100 日分、3 年で 150 日分
週 20 時間未満の雇用保険被保険者とならない労働者も対象	雇用保険被保険者
緊急対応期間は、5%以上減少、確認期間を 3 か月間ではなく、1 か月に短縮	3 か月間の月平均値が前年同期比 10%以上減少
雇用量が対前年度比で増加していても助成対象	雇用保険被保険者数の 3 か月間の平均値が 10%を超え又は 4 人以上増加していないこと
事業所設置後 1 年以上の要件も緩和し、令和元年 12 月と比較（前記から事業開始が本年 1 月以降は助成対象とならない）	事業所設置後 1 年以上

6 更なる特例

通常の雇用調整助成金は、①労使協定、②計画届、③休業等、④支給申請の順番であるべきところ、特例措置は、②の事後提出が可能です。考える間もなく休業に入った事業所でも助成対象となり、支給申請と同時に計画届を提出できます。

7 最も大事なこと

何事にも「要件」の定めがあります。いくら特例措置を講じたといっても結構な書面提出が必要であるといえます。そうでなくては、不正受給がまかり通ることになって、事業主からいただいた限りある財源を有効活用できません。

結局、帳簿等を備えて記帳していること、100%とまではいわないにしても労働法制・社会保険法制に対処しているなど、企業としての基本形を備えていることが必要です。

経営の危機は改革のときでもあります。この機会に、企業経営のあり方を見直し、改善を図るとよいでしょう。

なお、詳細は、お尋ねいただくか、厚生労働省 HP 等をご覧ください。

助成金受給

適正な労務管理（労働時間管理、労働条件通知書、就業規則策定

経営の基本原則（税金申告・労働保険・社会保険加入）

当法人では、雇用調整助成金のご相談に対応しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>